宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和6年10月7日(月) 午後2時から審議終了まで 場 所 県庁8号館4階第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 審議事項 会長の互選
 - (2) 審議事項 会長職務代理者の指名
 - (3) 審議事項 (仮称) ドラッグストアモリ本郷北方店の新設に係る届出について
 - (4) 審議事項 ドラッグコスモス宮崎元宮店の新設に係る届出について
- 4 その他
- 5 閉 会

-

令和6年度 第2回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和6年10月7日(月) 午後1時55分から午後2時40分まで

出席甲斐委員、黒木委員、嶋本委員、

関戸委員、柏田委員、相馬委員

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 会長の互選
 - (2) 会長職務代理者の指名
 - (3) (仮称) ドラッグストアモリ本郷北方店の新設に係る届出について
 - ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
 - ② 地元説明会の状況(事務局)
 - ③ 宮崎市からの意見説明(事務局)
 - ④ 大規模小売店舗立地庁內連絡会議審査結果報告(事務局)
 - ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

相馬委員 | 敷地境界線のb方向に緑地があるが、これは騒音対策によるものか。

事務局 騒音対策ではなく、宮崎市の緑のまちづくり条例に基づき、緑化を行うものである。

黒木委員 │ 宮崎市の留意事項について、設置者へは既に通知しているのか。

事務局 宮崎市からの留意事項については、県意見と併せて審議会終了後に通知するが、設置者は、各法律や条例等に基づき必要な手続きを行っている。

関戸委員 | 図面において店舗出入口の道路に右折禁止とあるが、店舗に係るものか。

事務局 | 店舗ではなく、付近の交差点に係る道路標示である。

関戸委員 | そうであれば、右折入出庫可能か。

事務局 可能である。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、(「意見なし」と)知事に答申してよろしいか。

-

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。ありがとうございました。

- (4) ドラッグコスモス宮崎元宮店の新設に係る届出について
 - ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
 - ② 地元説明会の状況(事務局)
 - ③ 宮崎市からの意見説明(事務局)
 - ④ 大規模小売店舗立地庁內連絡会議審査結果報告(事務局)
 - ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長

事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員

騒音の予測値が基準値内であるにも関わらず遮音フェンスを設置する理由はあるのか。 遮音フェンスの設置は、案件によってまちまちだが、何か基準はあるのか。

事務局

当初の計画において、営業時間が午後10時まで、来客が駐車場を利用できる時間が午後10時30分までとしており、夜間に基準値を超えるため、騒音対策として遮音フェンスを設置した。

相馬委員

計画地付近は、店舗が少ないため、近隣住民より期待している声があがっている。また、計画地は奥まった土地であり、店舗出入口付近の見通しが悪い点が気になる。

事務局

オープン時や繁忙期は、店舗出入口付近に交通整理員を設置する計画である。

関戸委員

駐車場利用時間は午後10時までだが、午後10時を過ぎたら施錠するのか。

事務局

施錠し、使用できない状態にする。

甲斐会長

他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、(「意見なし」と)知事に答申してよろしいか。

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。ありがとうございました。

- 4 その他
- 5 閉会

_